○○運送株式会社　運送利用管理規程（例）

目次

第一章　総則

第二章　健全化措置を実施するための事業の運営の方針等

第三章　健全化措置の内容

第四章　健全化措置の管理体制等

第一章　総則

（目的）

第一条　この規程（以下「本規程」という。）は、貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）第二十四条の二の規定に基づき、健全化措置その他委託先事業者との取引関係の適正化に資する取組（以下「健全化措置等」という。）を実施するために遵守すべき事項を定め、もって委託先事業者の健全な事業運営の確保に資することを目的とする。

　（適用範囲）

第二条　本規程は、当社の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第二章　健全化措置を実施するための事業の運営の方針等

（健全化措置等の実施に関する基本的な方針）

第三条　当社は、委託先事業者が当社の運送事業を支える重要なパートナー企業であること及び委託先事業者との優良な関係構築が当社の事業運営にとって重要であることを深く認識した上で健全化措置等を実施し、委託先事業者との取引関係の適正化に絶えず努める。

（健全化措置等の実施に関する重点施策）

第四条　健全化措置等の実施に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

一　委託先事業者との優良な関係構築が重要であるという意識を徹底し、関係法令及び運送利用管理規程に定められた事項を遵守すること。

二　健全化措置等の実施に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。

三　健全化措置等の実施に関する教育及び研修を実施すること。

２ 持ち株会社及び傘下のグループ企業が密接に協力し、一丸となって健全化措置等の実施に努める。

第三章　健全化措置の内容

（健全化措置等の具体的な内容）

第五条　健全化措置等について、具体的には、以下に掲げる措置を講ずる。

一　あらかじめ委託先事業者から運送に要する費用の概算額を聞き取った上で、当該概算額を勘案して利用の申込みをする。このうち継続的な取引については、少なくとも○ヶ月に一度委託先事業者と取引条件について話し合う場を設け、委託先事業者が物価の変動等を踏まえた取引条件の見直しを申し出やすい関係を築くとともに、交渉の申出があった場合には真摯に応じる。

二　委託先事業者に適切な運賃・料金を支払うことができるよう、荷主への交渉を行う。特に、委託先事業者から物価の変動等を踏まえた取引条件の見直しの申出があった場合には、その根拠等を確認した上で、物価上昇分等が適切に転嫁されるよう、荷主との交渉を行う。また、当社が利用運送を行う場合には、利用運送手数料を運賃とは別に収受できるよう荷主との交渉を行う。

三　委託先事業者との間の運送契約に、次に掲げる条件を盛り込む。

イ　再委託を行う場合には、原則として再々委託は行われないようにし、やむを得ず再々委託が行われる場合は、事前に理由を添えて当社に説明すること。

ロ　再委託を行う場合には、法第二十四条第一項第一号及び第二号に掲げる措置を講ずること。

四　当社が元請事業者となる場合には、実運送体制管理簿の作成を通じて、委託を行った運送が二次請けまでとなっているかを確認し、第三号イの条件が遵守されていない場合は、委託先事業者に改善を求める。

五　パートナーシップ構築宣言に基づく取組その他の委託先事業者との取引関係の適正化に資する取組を実施する。

第四章　健全化措置の管理体制等

（社内組織）

第六条　運送利用管理者その他必要な責任者を選任し、健全化措置等の実施について責任ある体制を構築し、健全化措置等を実施するための企業統治を適確に行う。

２　統括支店長は、運送利用管理者の命を受け、健全化措置等の実施に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行うとともに、必要に応じて、支店における荷主との交渉を補助する。

３　支店長は、統括支店長の命を受け、健全化措置等の実施に関し、支店内社員の指導監督を行うとともに、荷主との交渉が難航する場合は自ら交渉の場に参加するなど、荷主との交渉において主導的な役割を果たす。

４　健全化措置等の実施に関して、委託先事業者からの意見を受け付けるための窓口を本社に設置する。

５　健全化措置等の実施に関する組織体制及び指揮命令系統については、別に定める組織図による。

（運送利用管理者の選任及び解任）

第七条　取締役の中から運送利用管理者を選任する。

２　運送利用管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

一　身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。

二　関係法令等の違反又は健全化措置等の実施の状況に関する確認を怠る等により、運送利用管理者がその職務を引き続き行うことが健全化措置等の実施に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

（運送利用管理者の責務）

第八条　運送利用管理者は、次に掲げる責務を有する。

一　全社員に対し、関係法令等の遵守及び委託先事業者との優良な関係構築が重要であるという意識を徹底すること。

二　健全化措置等を実施するための事業の運営の方針を決定すること。

三　健全化措置等に関し、その実施及び管理の体制を整備すること。

四　健全化措置等の実施状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、取締役会に報告すること。

五　実運送体制管理簿の作成事務を監督すること。

六　取締役会等に対し、健全化措置等の実施に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。

七　健全化措置等を実施するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。

八　その他の健全化措置等の実施に関する統括管理を行うこと。

２　運送利用管理者は、誠実にその職務を行わなければならない。

（健全化措置等の実施に関する教育及び研修）

第九条　健全化措置等の着実な実施のために必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（健全化措置等の実施に関する内部監査）

第十条　運送利用管理者は、自ら又は運送利用管理者が指名する者を実施責任者として、健全化措置等の実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて健全化措置等の実施に関する内部監査を実施する。

２　運送利用管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、取締役会に報告するとともに、健全化措置等の着実な実施のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（健全化措置等の実施に関する業務の改善）

第十一条　運送利用管理者から前条の内部監査の結果又は改善すべき事項の報告があった場合その他健全化措置等の着実な実施のために必要と認める場合には、必要な是正措置又は予防措置を講じる。

（規程の見直し）

第十二条　本規程は、業務の実態に応じ適宜適切に見直しを行い、必要な改善を図るものとする。

（規程の改廃）

第十三条　本規程の改廃は、取締役会において決定する。